

草津宿本陣隣接建物の来歴について

研究員 辻 良平

1. はじめに

史跡草津宿本陣の旧東海道に面して北側に隣接する町屋建物は、おそらく草津宿本陣と何らかの関係があると見られながらも、これまで詳細に調査されたことはなかった。

当協会は、平成23年度より国庫補助事業として行われている草津宿本陣長屋ほか2棟の保存修理工事の設計監理に携わっていることもあり、平成24年度に草津市から委託を受けて、この隣接建物の歴史的な来歴を明らかにするための調査を実施した。本稿は、その調査の内容の報告である。

2. 草津宿本陣について

草津は滋賀県の南西部、琵琶湖の東に位置する旧宿場町である。この地域は古代より、東山道（江戸時代以降は中山道）と東海道の分岐点として人馬の往来は多かったが、特に江戸時代には、慶長十九年（1614）に膳所城主戸田氏が隣接する矢倉村を東海道筋に移転させたことに加え、伝馬制度と参勤交代制度の確立という社会的背景もあり、宿場町として大いに発展した。天保十四年（1843）の「東海道宿村大概帳」によれば、11町53間半（約1.3km）の町並みと、2,351人の人口、586軒の長屋、2軒の本陣（七左衛門本陣と九蔵本陣）、2軒の脇本陣、72軒の旅籠屋を有していたとされる。

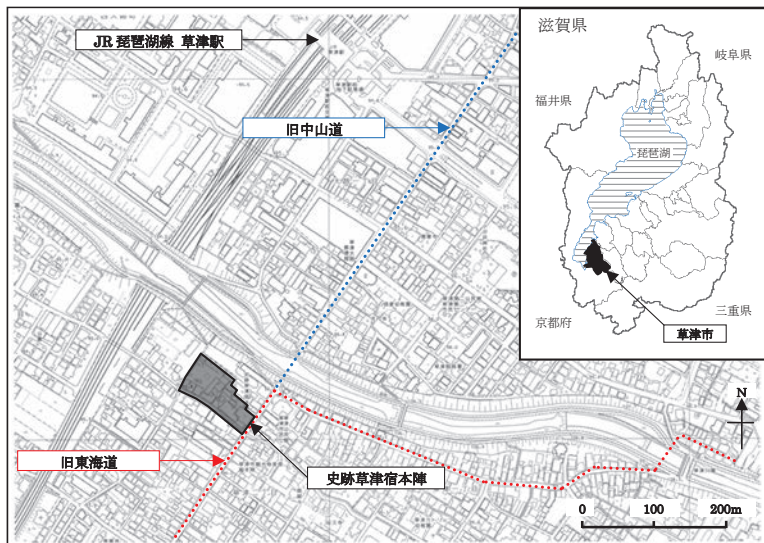


図1 史跡草津宿本陣位置図

現在「草津宿本陣」として現存しているのは田中七左衛門本陣である。田中七左衛門家は、もう1軒の田中九蔵家と共に本陣職を務めるとともに、宿内の要職を兼務し、さらには副業として材木商も経営していた。明治二年（1870）に本陣が廃止されると、九蔵本陣は明治10年（1877）に取り壊されたが、七左衛門本陣は郡役所や公民館として活用され、昭和24年に国史跡に指定され、現在に至っている。現存する本陣遺構としては最大級のものである。

3. 草津宿本陣隣接建物の現状について

調査の対象となったのは草津宿本陣の北側に隣接する2棟であるが、街道からみて奥に位置する建物は近年になって建設されたものと判断されるため、本稿では割愛し、街道側の建物（以下「当該建物」と呼ぶ。巻頭口絵2、口絵3参照）についてのみ述べる。

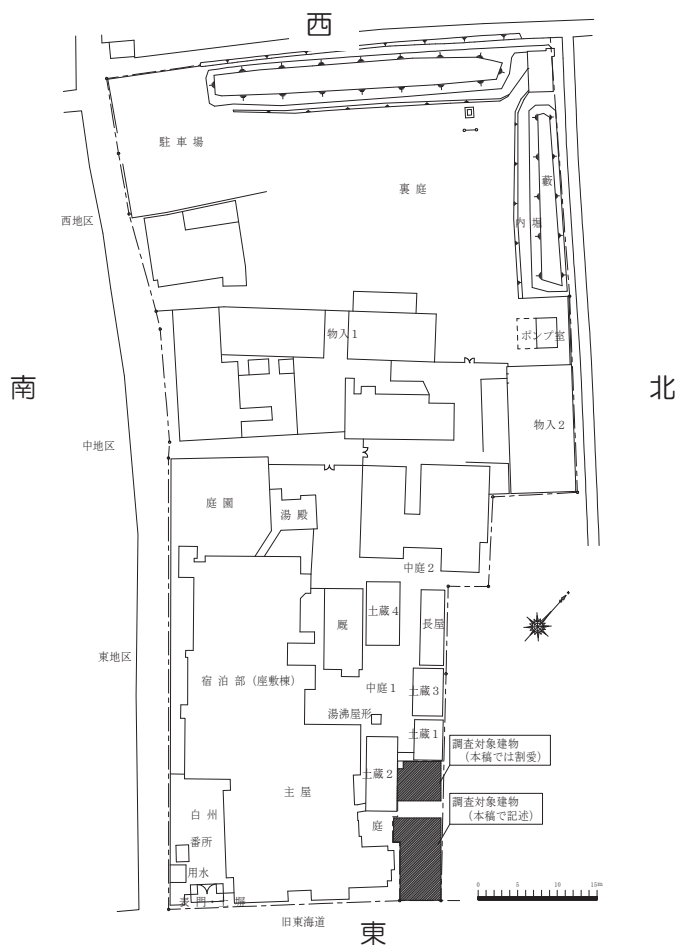
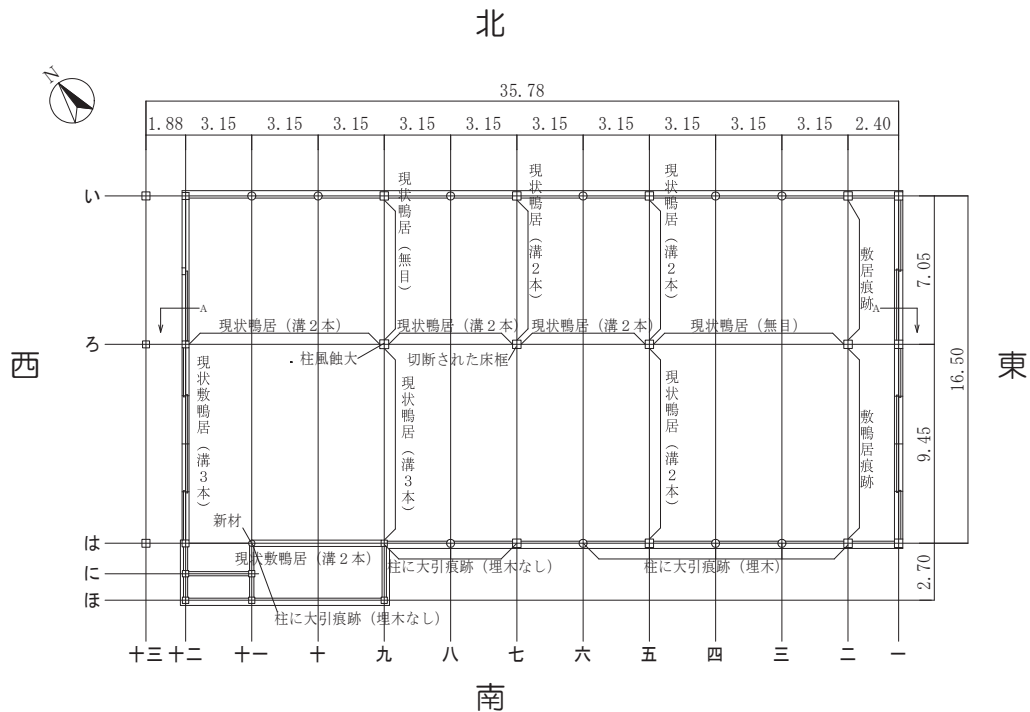


図2 史跡草津宿本陣配置図



※寸法表記：尺単位

※柱仮番付：東西方向、東より「一」通から「十三」通
南北方向、北より「い」通から「ほ」通と定める。

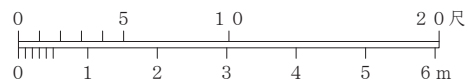


図3 当該建物現状1階平面図及び痕跡位置図

当該建物は桁行5.00m（16.5尺）、梁間10.84m（35.78尺）、木造平屋建で小屋に辻子二階を有し、切妻造、平入、棧瓦葺の町屋である。街道に面した東面を正面とする。

梁間方向は6尺3寸を1間として身舎を5間とし、東側に2尺4寸、西側に1尺8寸8分の底を設ける。半間ごとに柱を立てているため、柱間としては底を含めて12間となる。桁行方向は南から1間半（9尺4寸5分）のところに柱を立て、柱間としては2間となる。また、南面の西端1間半は奥行き2尺7寸の張り出しとなっている。

間取りは、一階は南面の張り出し部分を除いて全面土間とし、「ろ」通の「二」通、「五」通、「七」通、「九」通にそれぞれ柱を立てている。張り出し部分は東西1間半のうち東から1間を土壁で区切る。辻子二階は、「二」通から「九」通までとし、全面板敷としている。

柱間装置は、一階は、東面（正面）の北側を二枚引違いのアルミサッシのガラス戸とし、南側を四枚引違いのアルミサッシのガラス戸としている。側面は全て土壁とし、外側大壁、内側真壁としている。西面（背面）は、北側は片引きのガラス戸とし、南側は四枚引違いのガラス戸としている。室内の建具はすべて撤去されている。辻子二階は上がり口

となる「九」通の「い」通から「ろ」通にガラス戸を入れ、「ろ」通の「七」通から「八」通を開放とするほかは、すべて土壁としている。ただし、使い勝手のために部分的に土壁を取り除いている箇所がある。

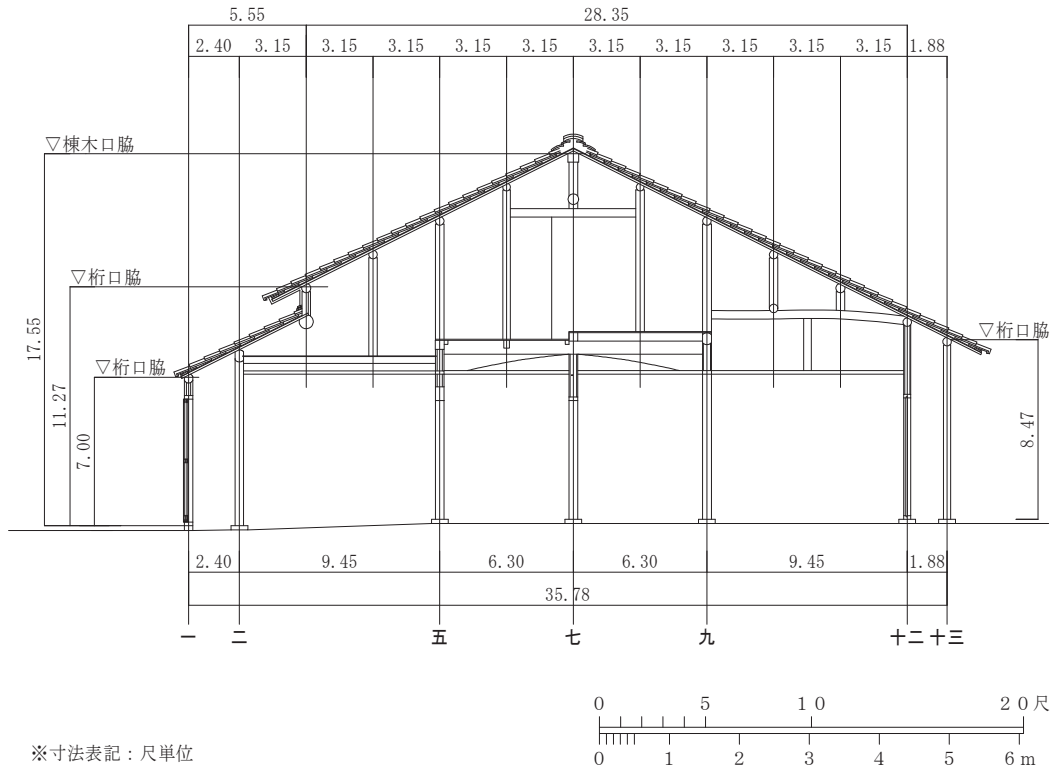


図4 当該建物梁間断面図（A-A）

天井は、一階は、「一」通から「二」通は鴨居の高さに板張り平天井を設けている。「二」通より西は南側と北側で異なり、南側は竿縁天井とし、北側は「二」通から「九」通までは根太天井として辻子二階の床板裏面を見せ、「九」通から西は化粧屋根裏としている。辻子二階は、南側の区画された部屋には小屋梁の上に簀天井を置き、その他は化粧屋根裏としている。

屋根は、垂木は角材、径1寸程度の丸竹、径3分程度の丸竹が混在して用いられている。垂木の上端に杉皮葺きにて野地としている。瓦は六四判の棧瓦葺で、棟は肌熨斗一段、割熨斗一段で、紐付きの雁振瓦を伏せる。鬼瓦は用いず、南側にのみ伏間止瓦を置き、北側は隣接建物と接するため省略している。また、棟通北側に煙出を設けている。

4. 痕跡調査

(1) 南側（旧居室部）

柱番付の「は」通の「二」通から「十一」通までの各柱の北つら下部には足固の柄孔が見られ、また対面する「ろ」通の各柱南つら下部にも同様の足固柄孔が見出されたことから、かつては、これらの柱に囲まれた部分に床組が設けられていたことが分かる。その間取りは、「二」通から「五」通の間は四畳半間、「五」通から「九」通の間は六畳間、「九」通から「十二」通の間が四畳半間の居室であった。ただし、「は」通の「二」通から「六」通までの柱には足固柄孔の痕跡に埋木が施されているが、「七」通から「十一」通の柱にはその仕事が見られない。この仕事は、柱が根元まで露出するようになったことへの対策と考えられるので、当該建物には、「二」通から「六」通の床組が撤去され、「七」通から西だけに床が張られていた時期があったことが推定される。



図5 「は」通柱下部 左から「二」通、「四」通、「七」通、「八」通

敷居及び鴨居の痕跡については、「二」通の「ろ」通から「は」通に差敷居の柄孔痕跡があり、その上方6尺程度の位置に鴨居の痕跡が見られる。「ろ」通から「は」通の柱間には、東から順に、「五」通に二本溝、「九」通に三本溝の鴨居が現存し（敷居は撤去されている）、「十二」通には三本溝の敷居及び鴨居が現存する。いずれも当初材と判断できることから、「五」通には四枚建て、「九」通及び「十二」通には三枚建ての建具が入れられていたと考えられる。

次に、「ろ」通の敷居及び鴨居は、「二」通から「五」通にかけて無目鴨居、「五」通から「七」通、「七」通から「九」通、「九」通から「十二」通にそれぞれ二本溝の鴨居が現存している。柱については、「ろ」通の「七」柱は、現状、その位置において切断された床框の上部に建てられている（図6）ことから、ある時期では框建てであったことがわかる。さらに「ろ」通の「五」通から「九」通の間の鴨居上方には、当初材と見られる長さ4間の彎曲した繫梁が架かっている。つまり当初の形式では「ろ」通の「七」の位置に柱は存在せず、現状の柱は中古に框建てで補われたものであると考えられる。



図6 「ろ」通「七」柱下部



図7 「ろ」通「五」から「九」上部

次に、「は」通の「九」通から「十二」通は、現状は南に半間張り出した床の間となっているが、床柱に相当する「は」通の「十一」柱は明らかに新補材であり、当初から「床の間」であったかどうかは疑わしい。ただし、「は」通の「九」通から「十一」通には二本溝の敷鴨居が現存しており、それが古式であるので、当初は押入れ等の収納の空間として用いられていた可能性はある。

(2) 北側（通り土間）

北側は、後補材によって内壁面が覆われているため、柱の痕跡調査は十分に実施できなかったが、唯一確認できた「い」通の「六」柱には足固の柄孔の痕跡はなかった。また、類例となる周囲の町家建築の形式からみても、元来は所謂「通り土間」であったことは疑いない。

「い」通から「ろ」通にかけての通り土間を仕切る敷鴨居は、「二」通には痕跡のみ残り、「五」通及び「七」通には二本溝の鴨居が現存し、「九」通には無目鴨居が現存している。このうち、「ろ」通の「七」柱は、前述の通り後補である可能性が高いので、「七」通の鴨居も同様に後補であると考えられる。

(3) 表構えについて

現状は、「一」通にアルミサッシのガラス戸が入れているが、「二」通には「い」通から「ろ」通にかけて差敷居の痕跡が（鴨居は後補の天井によって確認不能）、「ろ」通から「は」通にかけて敷居、鴨居の痕跡が存在している。すなわち、当初の形式では「二」通が出入口で、「一」通は庇であった可能性が高い。

5. 史料調査

表1は当該建物に関する主要な史料とその概要をまとめたものである。以下、史料の内容について述べる。

史料名	作成年代	概要
嘉永二年屋敷絵図	嘉永二年（1849）	幕末に作成された、本陣全体を描いた屋敷図
草津村切絵図	明治六年（1873）	明治初期の地割を描いた絵図
草津村総絵図	明治九年（1876）ごろ	明治初期の地割を描いた絵図
本陣前写真	昭和九年（1934）ごろ	昭和初期の本陣前の写真

表1 当該建物関連史料

(1) 「嘉永二年屋敷絵図」

嘉永二年（1849）年に作成された本陣全体の屋敷図（図8）では、今回調査を実施した建物が建つ敷地部分に薄紙が貼られており、この時期に、当該敷地が何らかの理由で本陣の敷地から切り離されたことが推定される。

さて、当該敷地に描かれている建物（図9）は、三畳間（一間半×一間）、六畳間（一間半×二間）、押入（絵図の比率では奥行き半間）の3室からなる。また、六畳間の本陣側に描かれている赤い点線は建具を示しているため、この建物は本陣側が出入口であったことがわかる。以上の点から、「嘉永二年屋敷絵図」の当該敷地に描かれた建物は、調査建物とは無関係の前身建物と見るのが妥当である。

前身建物は、本陣本体における「勝手向」と呼ばれるゾーンと土間を介して繋がっている。「勝手向」とは、台所をはじめ、本陣の内事のための機能を持つゾーンである。また、前身建物の脇には便所が設けられている。これらのことから、前身建物は「勝手向」における控室のような用途であったと考えられる。

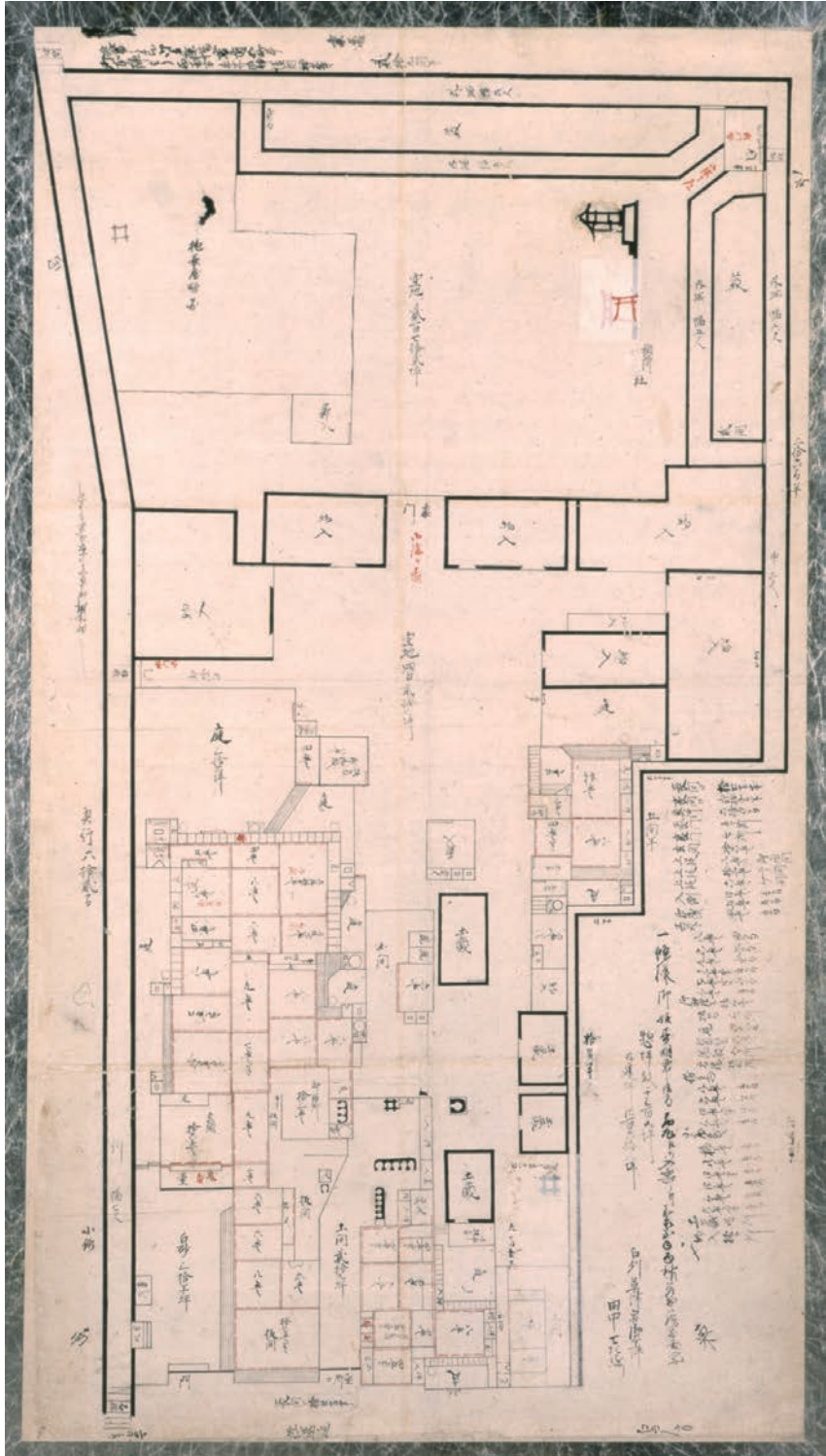


図8 「嘉永二年屋敷絵図」(全体)

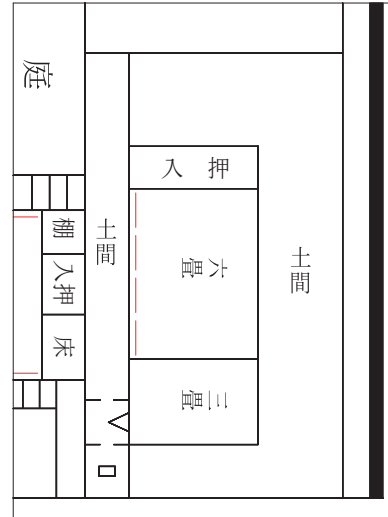
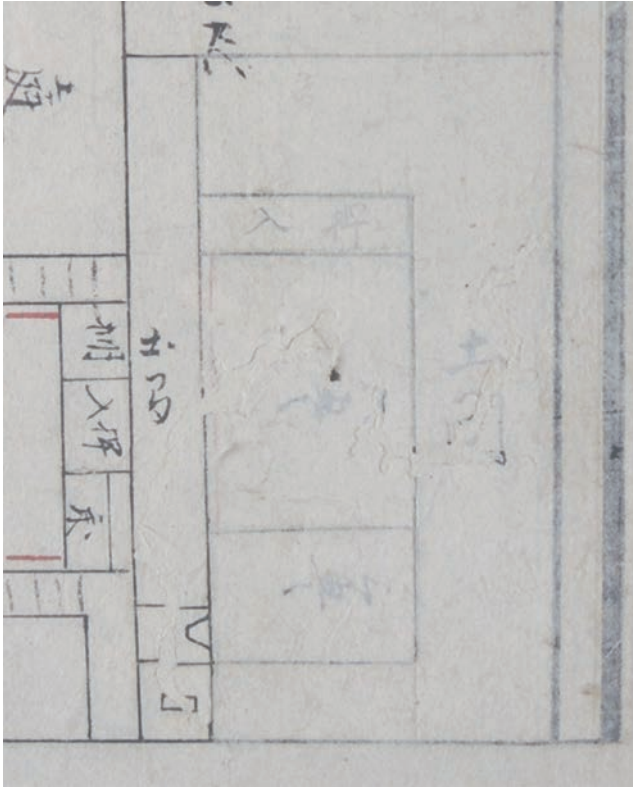
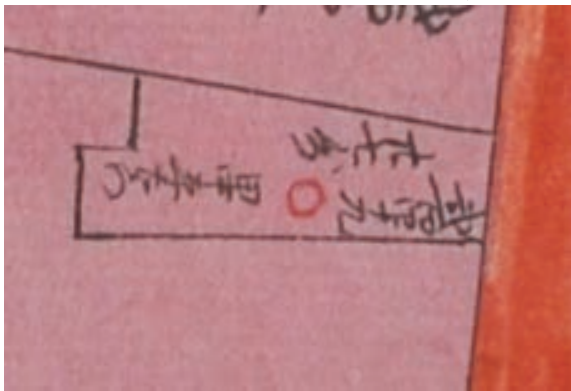
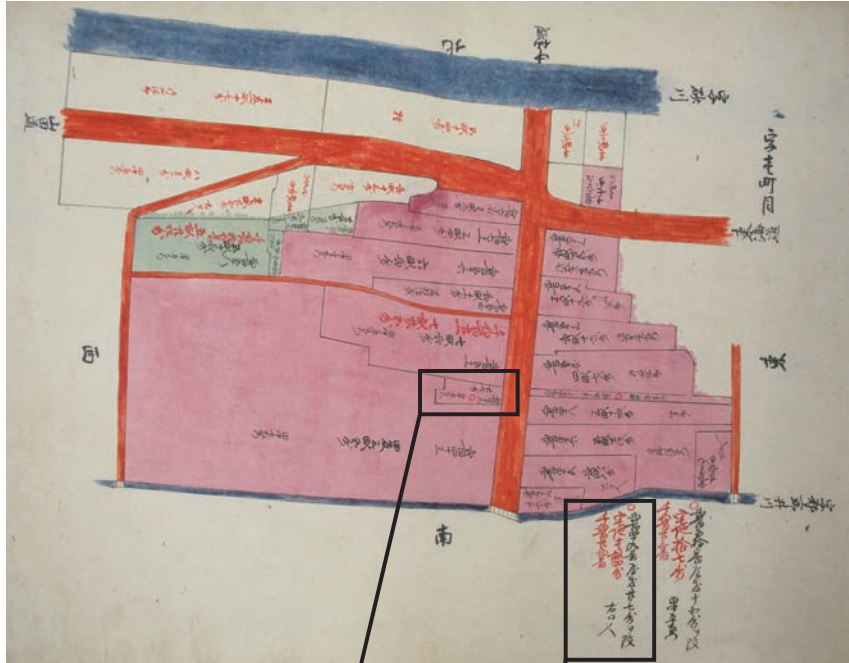


図9 「嘉永二年屋敷絵図」(前身建物部分)

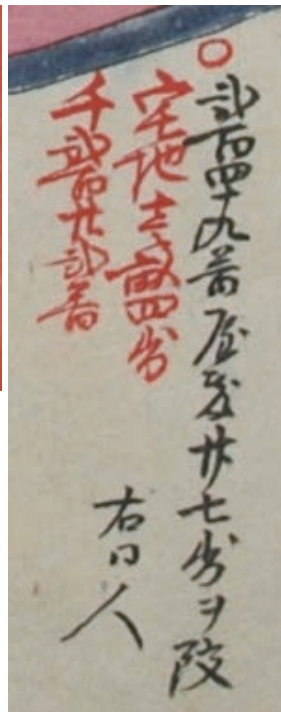
(2) 「草津村切絵図」及び「草津村総絵図」

明治六年(1873)に作成された「草津村切絵図」(図10)と、明治九年(1876)ごろに作成された「草津村総絵図」(図11)の両史料は、調査建物の建つ敷地の拡張の様子を明瞭に示す。まず、「草津村切絵図」では当該敷地は「廿七歩」(約89.1m²)と記されているが、脚注として「壺畝四歩」(約112.2m²)に改められたことも記されており、絵図作成から近い時期に敷地の拡張があったことが推定される。これを裏付けるように、「草津村総絵図」では、敷地が西に拡張されているとともに、南側がやや入り組んだ形状に変更されたことが図化されている。

この「草津村総絵図」に描かれた明治九年ごろの敷地は現状と一致するので、建物の形式や部材の経年の度合いから見ても、この時期に調査建物が建設された可能性は高いと思われる。

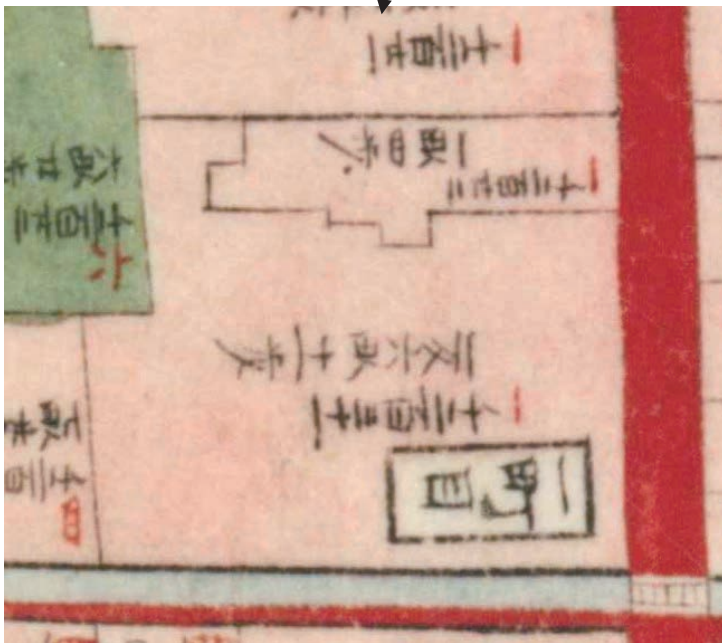
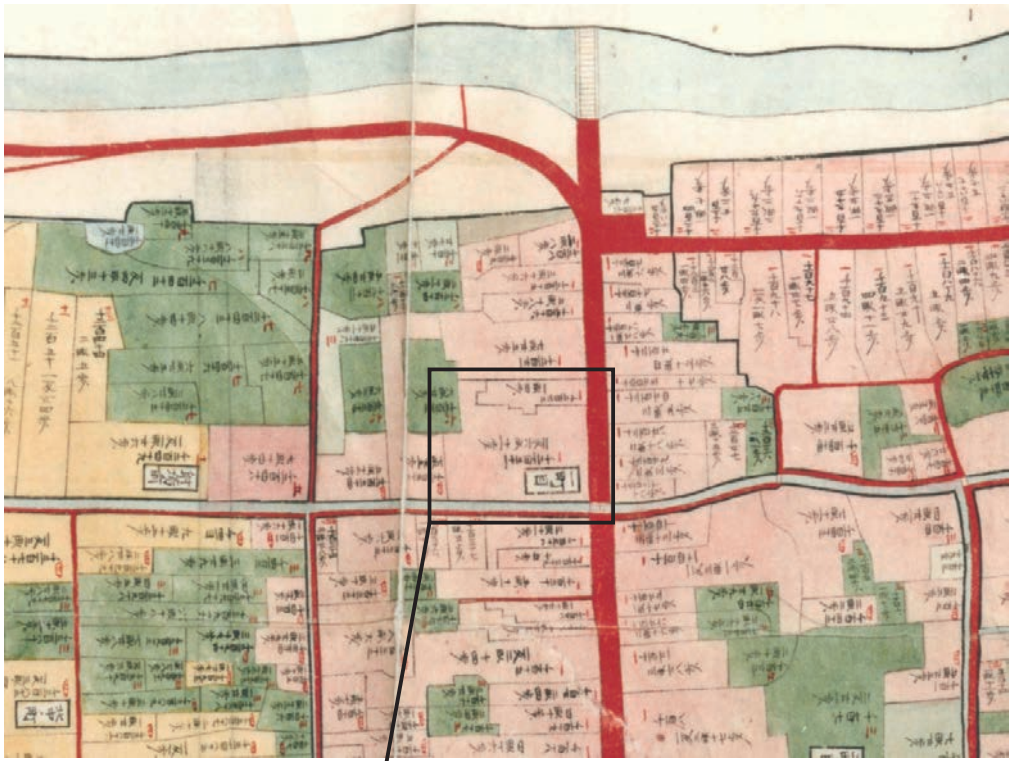


式百四十九 ○ 田中平右衛門
廿七步



式百四十九番屋敷廿七步ヲ改
宅地壹畝四步
千貳百廿貳番
右口人

図10 「草津村切絵図」



千二百廿二
一畝四步

図11 「草津村総絵図」

(3) 「昭和九年撮影 本陣前写真」

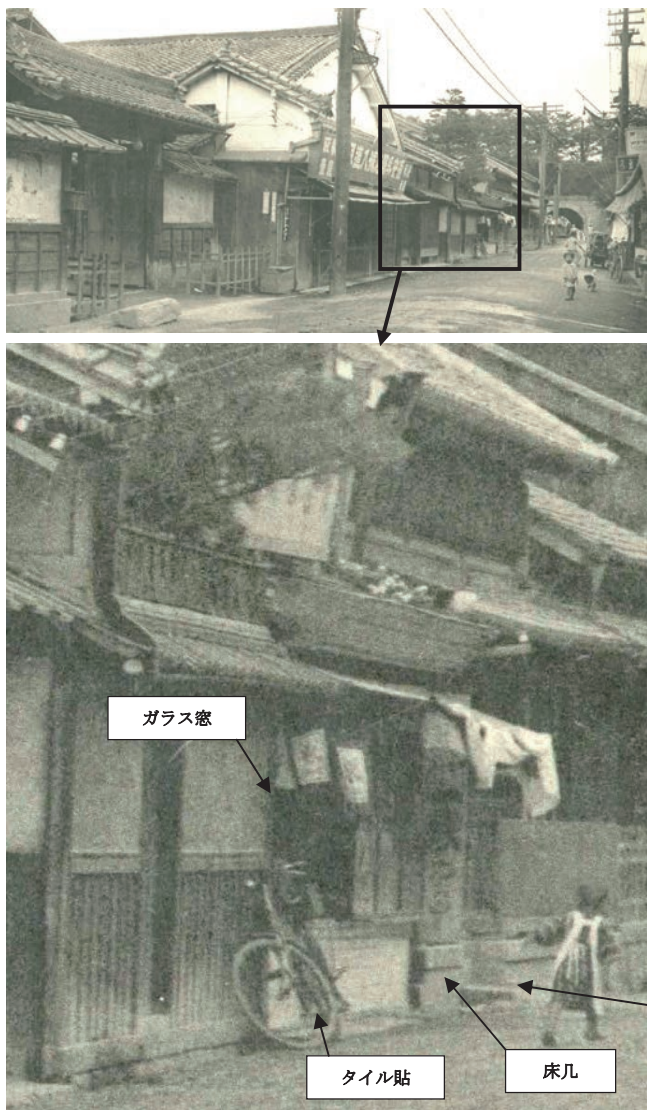


図12 草津宿本陣前古写真

昭和九年（1934）ごろに撮影された本陣前の写真である。自転車が立てかけられているところから右手が調査建物であり、左手の土塀は現状と同様である。

写真から推定される事項として、まず正面の南側は、腰までタイル貼で、柱間装置はガラス窓となっていることが挙げられる。「氷」と書かれている幡が掲げられ、布張りの庇が道路に張り出されており、菓子類を販売する窓口であるように見える。また、タイル貼となっている部分のすぐ北側の半間には床几のようなものが見られるので、さらにその北側の半間が街道からの出入口となっていたと考えられる。

(4) その他

また、絵図史料の他に所有者からの聞き取りとして以下の情報を得た。

- ① 戦前（田中氏の幼少期）には住み込みの「饅頭屋」だった。
- ② 戦後、洋品店が入居し、長期間、店を構えていた。
- ③ 近年になって、書物の倉庫として用いられるようになった際に、現在の状態へ改造された。

6. まとめ

以上の調査結果を総合すると、当該建物の変遷は以下の3つの時期に区分できる。また、当該建物以前の前身建物が「嘉永二年屋敷絵図」に描かれている。

前身建物（江戸時代）

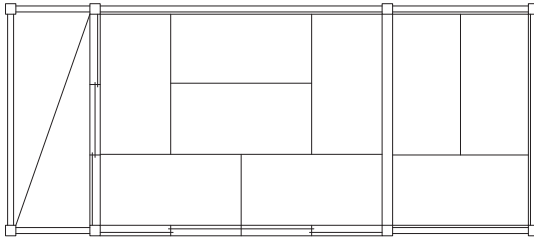


図13 前身建物平面図

前身建物は「嘉永二年屋敷絵図」に描かれている建物である。

東から三畳間、六畳間、奥行き半間の押入れが並ぶ間取りで、六畳間の南面が出入口となっている。草津宿本陣の内事を行うゾーンであった「勝手向」と土間を介して接続しており、「勝手向」の控室のような用途に用いられていたと考えられる。

第I期（明治初期～昭和二十年代、当初）

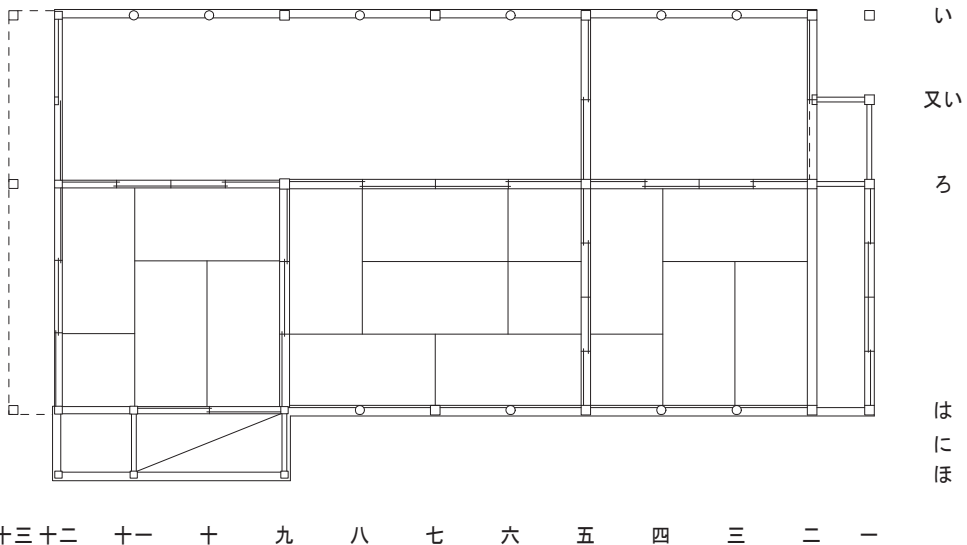


図14 当該建物第I期平面図

第Ⅰ期は明治初期の初建から、昭和二十年代の洋品店の入居までである。

当該建物の初建は、形式や部材の経年の度合い、及び絵図史料から明らかになった敷地の拡張の時期から判断して、明治初期である。また、少なくとも、昭和初期には菓子店が入居して店舗を営んでいた。

平面図は昭和初期の状態を表している。いわゆる「通り土間型」の平面で、北側を建物背面まで通るニワとし、南側に道路側から順に、四畳半、六畳、四畳半の三室が並ぶ。この三室の部屋境は、「五」通には四枚引違い、「九」通及び「十二」通には三枚引違いの建具を入れる。

正面の構えは、昭和初期には、南側の「ろ」通から「は」通りを道路に面して商品を販売する窓として用い、北側には片引戸を設けて出入口としていた。ただし当初は、「一」通から「二」通は庇で、「二」通の「ろ」通から「は」通にかけても建具が入っていた可能性がある。

通り土間の途中に建具があったかどうかは定かではない。本復原案では、店舗となる空間を区切っていたという意味で、「五」通にのみ二枚引違いの戸を入れた。

南側の「九」通から「十二」通の張り出しは、「草津村総絵図」（図11）に描かれた敷地形状から判断して、当初から存在したものと見られるが、用途は明らかでない。本復原案では押入と推定している。

第Ⅱ期（昭和二十年代～昭和末）

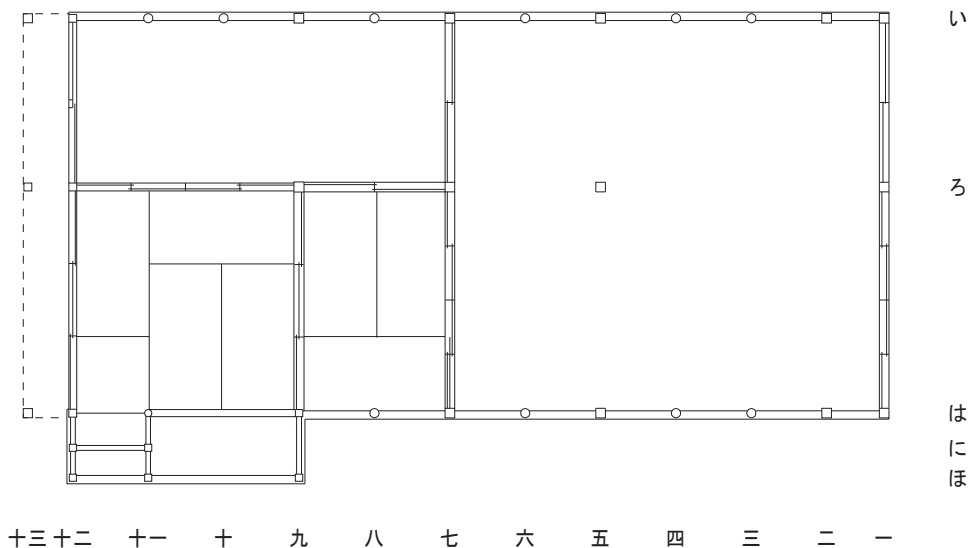


図15 当該建物第Ⅱ期平面図

第Ⅱ期は昭和二十年代の洋品店の入居から、昭和末に大規模な改造が行われるまでである。

第Ⅰ期からの大きな変更点は以下の2点である。

- (1) 東側の床が撤去され、「一」通から「七」通までが土間となったこと。
- (2) 「ろ」通の「七」に柱が追加され、「通り土間」が「七」通で区切られたこと。

第Ⅲ期（昭和末～、現状）

第Ⅲ期は昭和末に当該建物に大規模な改造が加えられた後であり、現状である（前掲図3、P8参照）。

第Ⅱ期との変更点は、1階の床がすべて撤去されたことである。

7. おわりに

本調査の目的は、当該町屋建物の歴史的な変遷を明らかにし、活用の可能性を判断するための材料とすることにあつたが、調査の結果、当該建物の初建は明治時代であり、史跡草津宿本陣がまさに本陣として存在していた江戸時代の建物ではないということが判明した。この結果を踏まえ、なお保存・活用の可能性は検討されたが、公共的な活用にあつての安全性に難があるということもあり、最終的な草津市の判断は、当該建物を撤去し新築を建てるというところに落ち着いた。

参考文献

- 『史跡草津宿本陣保存整備工事報告書』草津市教育委員会 1997.
- 『草津宿歴史的総合調査－歴史的景観編』草津市教育委員会 2001.